

## 公益社団法人石川県理学療法士会 表彰規程細則

### (目的)

第1条 この細則は公益社団法人石川県理学療法士会表彰規程（平成22年12月1日施行。以下「規程」という。）第13条第3号の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の候補者)

第2条 規程第13条第3号に該当し候補者として推薦される個人・団体は、理学療法の普及・発展に極めて優れた業績があり、かつ倫理を重んじつつ品位と名誉を保ち、他の模範となるものでなければならない。

### (表彰の種類)

第3条 第13条第3号の規定による表彰は、次の区分による。

- (1) 感謝状
- (2) 功労感謝状
- (3) 特別功労感謝状

### (感謝状)

第4条 感謝状の贈呈は次に掲げる個人・団体に対して行うものとする。

- (1) 理学療法の普及・発展に極めて優れた業績があったもの
- (2) 長らく本会の経営・業務改善に寄与したもの
- (3) その他前各号に準ずる行為があったと理事会が認めるもの

### (功労感謝状)

第5条 功労感謝状の贈呈は次の各号に掲げる個人・団体に対して行うものとする。

- (1) 理学療法の普及・発展に極めて優れた業績があり、その活動が他の模範となるもの。
- (2) その他前各号に準ずる行為があったと理事会が認めるもの

### (特別功労感謝状)

第6条 特別功労感謝状の贈呈は次の各号に掲げる個人・団体に対して行うものとする。

- (1) 私財を寄附し、本会の臨床教育・研究の発展に寄与したもの
- (2) 本会の臨床教育・研究の環境の向上に特に大きく寄与したもの
- (3) その他前各号に準ずる行為があったと理事会が認めるもの

### (記念品)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、感謝状、功労感謝状、特別功労感謝状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

### (授与)

第8条 感謝状、功労感謝状、特別功労感謝状は、妥当な方法で贈呈を行う。

### (細則の変更)

第9条 本細則は、理事会の承認を得て変更する。

附 則

この細則は、令和元年10月9日から施行する。